

# 特定システムオペレーション 企業等認定制度の概要

平成21年9月

経済産業省商務情報政策局

## 1 認定制度の趣旨

(1) 近年、社会経済の情報化の進展に伴い、企業等における情報システムの大規模化、高度化が進んでおり、情報システムの管理・運用に必要な人的・資金的投資も増加の傾向にあります。このため、情報化投資の効率化を図るため、自社の情報システムについて、専門的知識及び経験を有した業者に一括して管理・運用を委ねるケースが増加しつつあります。このような情報システムを一括して管理・運用するサービス（システムオペレーションサービス）は、社会全体の情報化人材及び資金の効率的な運用の面から有益であると考えられ、また、今後、情報化の一層の進展に合わせ、さらに増大が期待されています。

(2) 本認定制度は、そうしたシステムオペレーションを行う企業のうち、コンピュータビルディング等設備投資を伴う事業形態のものについて、ユーザーの情報システムの管理・運用を的確に行う能力を有するものを認定することにより、当該事業の実施に伴う投資の円滑化を図るとともに、ユーザーの情報化投資に当たっての便宜に資することを目的としています。

## 2 認定対象者

認定対象となる「特定システムオペレーション企業等」とは、情報システムの利用者から情報システムの総合的な管理・運用の委託を受け、自己の事業所内にある電子計算機により、情報システムの管理・運用を一括して長期間行う事業（以下「特定システムオペレーション事業」という。）を営む企業等を指します。

- (1) 電子計算機は貸借によっても所有によっても良い。
- (2) 設備の導入を伴わないユーザー事業所における管理・運用の業務形態やユーザー事業所内の電子計算機を遠隔操作する管理・運用の業務形態は含めない。

## 3 認定に当たっての審査の視点

認定に当たっての審査の視点は次のとおりです。

(1)当該事業者が特定システムオペレーション事業を提供する際の安全対策

安全対策

当該事業者が特定システムオペレーションサービスを提供する事業所のうち1事業所以上が情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度のISMS認証を受けているか否かを確認します。

システム監査

企業内のシステム監査試験合格者が、特定システムオペレーション事業に使用するシステムについて、システム監査を年1回以上定期的に行っているか、または、システム監査を業として行うシステム監査企業と継続的な契約を締結し、システム監査を年1回以上定期的に行っているか否かを確認します。

(2)当該事業者の経理的基礎

資本、売上高、経常利益等から、収益性、生産性、安全性を判断し、当該企業が継続的に特定システムオペレーション事業を提供していく能力を有するか否かを確認します。

(3)売上高に占める特定取引先の比率

幅広いユーザーに対して、サービスを提供しているか否かを確認します。

(4)特定システムオペレーション事業の実績

特定システムオペレーションの売上高、契約実態から特定システムオペレーション事業の実績を確認します。

(5)当該企業の技術的能力

特定システムオペレーション事業を行う組織体制、人員配置

情報処理技術者試験合格者数

人材育成への取組み

離職率

などを確認します。

## 4 認定手続

### (1)申請時提出書類

申請書（正 1 部、写 1 部「様式 1（申請書及び会社概要）」）

あて先は、経済産業大臣の氏名を書いてください。

経理的基礎・技術的能力・安全対策の概要を説明した書類

（正 1 部「会社概要参考資料」）

登記簿の謄本、定款（各 1 通）

貸借対照表、損益計算書（過去 3 年分、各 1 通）

I S M S 適合性評価制度の認証登録証（写）

### (2)提出先

本社所在地を管轄する経済産業局（沖縄は内閣府沖縄総合事務局。以下「経済産業局等」という。）

#### ・本社所在地が、「北海道」の場合

（提出先） 北海道経済産業局地域経済部情報政策課

（住所） 〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目  
札幌第一合同庁舎

（電話） 011(700)2253

#### ・本社所在地が、「青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県」の場合

（提出先） 東北経済産業局地域経済部情報産業支援室

（住所） 〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1  
仙台合同庁舎

（電話） 022(221)4803

#### ・本社所在地が、「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県」の場合

(提出先) 関東経済産業局地域経済部情報政策課

(住所) 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

さいたま新都心合同庁舎1号館

(電話) 048(600)0282

- ・本社所在地が、「岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県」の場合

(提出先) 中部経済産業局地域経済部情報政策課

(住所) 〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2

(電話) 052(951)0560

- ・本社所在地が、「福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県」の場合

(提出先) 近畿経済産業局地域経済部情報政策課

(住所) 〒540-8535 大阪府大阪府中央区大手前1-5-44

(電話) 06(6966)6015

- ・本社所在地が、「鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県」の場合

(提出先) 中国経済産業局地域経済部参事官(電子情報産業担当)

(住所) 〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30

(電話) 082(224)5630

- ・本社所在地が、「徳島県、香川県、愛媛県、高知県」の場合

(提出先) 四国経済産業局地域経済部地域経済課情報政策室

(住所) 〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33

高松サンポート合同庁舎

(電話) 087(811)8513

- ・本社所在地が、「福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県」の場合

(提出先) 九州経済産業局地域経済部情報政策課

(住所) 〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1

(電話) 092(482)5440

・本社所在地が、「沖縄県」の場合

(提出先) 内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課

(住所) 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

那覇市第2地方合同庁舎2号館

(電話) 098(866)1730

「問い合わせ」は上記の提出先の他、

経済産業省商務情報政策局情報処理振興課(電話:03(3501)2646)

### (3)申請・認定時期

申請書提出期間 平成21年11月2日(月曜日)から30日(月曜日)

(平成21年11月30日の消印有効)

認定時期 平成22年3月中

なお、認定の有効期限は3年です。認定の更新を希望するときは、再度申請の手続きが必要となります。

### (4)認定証の交付

認定企業等には、経済産業局等から認定証(様式2)を交付します。

### (5)否認通知

否認企業等には、経済産業局等から否認通知を行います。

### (6)提出資料の使用目的について

S O認定申請のために提出して頂いた「会社概要」、「会社概要参考資料」は審査から公表に至るまでの一連の手続きに使用します。また、「会社概要」は、情報処理サービス企業台帳への(S I企業/S O企業編)掲載のために使用します。

様式 2

特定システムオペレーション企業等認定証

殿

上記企業等につき、特定システムオペレーション企業等認定規程第3条第1項の規定に基づき、特定システムオペレーション事業（情報システムの利用者から情報システムの総合的な管理・運用の委託を受け、自己の事業所内にある電子計算機により当該情報システムの管理・運用を一括して継続的に行う事業）を的確に行う能力がある旨の認定をしたことを証します。

認定年月日	年	月	日
認定番号	第		号
認定の有効期限	年	月	日

番 号

年 月 日

経済産業大臣 名

## 「会社概要参考資料」記入要領

### 「会社名」

略称ではなく正式な社名を記入してください。

### 「住所」

本社の住所を記入してください。

### 「代表者氏名」

代表者の役職と氏名を記入してください。

### 「連絡先」

特定システムオペレーション企業等認定申請にかかる担当者（実際に書類作成を行う方）の氏名、役職、会社住所、電話番号、e-mail等を記入してください。

### 「ISMS適合性評価制度の認証登録」

ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を受けたことを証明する認証書に表示してある登録番号を記入して下さい。

ISMS適合性評価制度の認証登録書（写）を添付して下さい。

### 「システム監査の実施主体及びその内容」

特定システムオペレーションに係わるシステム監査の実施状況等について記入してください。複数の特定システムオペレーションを実施しているときは、それぞれのシステム監査の実施状況の違いがわかるように記入してください。

### 「自己資本比率」

$(\text{自己資本} / \text{総資本}) \times 100$  で算出してください。

「有形固定資産額」

貸借対照表の「資産」のうち「固定資産」の中から、1年以上の長期間にわたって活用され、かつ、具体的な形のある建物、機械設備、車両運搬具、工具器具備品、土地等を記入してください。

「売上高」

直近年度の会社全体の売上高を一番上に、以下、その前年、前々年の順に記入してください。元号も記入してください。

「主要取引先」

SOの取引先に限らず、会社全体としてみた情報サ - ビス関連の主な取引先を記入してください。売上高比率は、情報サ - ビス全体の売上高に対する比率を記入してください。

「粗利益」

損益計算書の「売上高 - 売上原価」を記入してください。

「売上高経常利益率」

直近年度の売上高経常利益率を一番上に、以下、その前年、前々年の順に記入してください。元号も記入してください。

「損益分岐点売上高」

{ 固定費 / 1 - ( 変動費 / 売上高 ) } で算出してください。

「特定システム<sup>o</sup>レーション事業の売上高」

直近年度の売上高を一番上に、以下、前年、前々年順に記入してください。元号も記入してください。

「特定システム<sup>o</sup>レーション事業取引件数」

これまでに御社が契約した会社の数を記入してください。ネットワークシステム

のときは、契約本数で記入してください。

「特定システムオペレーション事業の主要取引先」

ユ - ザ - の会社名（官庁名）を記入してください。

「離職率」

$(1 \text{ 年間の退職技術者数} / \text{年度末の技術者数}) \times 100$ で算出してください。技術者

とは、S E、プログラマ - 、オペレ - タ - その他の情報処理技術者をいいます。

「特定システムオペレーション事業の組織・体制」

管理・運用部門についてのみ記入してください。

「その他」

他の情報処理技術者試験の合格者のほか、博士号、技術士、一級建築士、公認会計士等の資格者を記入してください。なお、情報処理技術者試験の試験委員の数を把握できる場合は、（ ）内に「試験委員」と記入し、その人数を書いてください。

a 「研修日数及び研修費用」

直近決算年度の数値を記入してください。

b 「業務分野」

金融、流通等の分野名を記入してください。件数は、これまでに御社が契約した会社の数を記入してください。ネットワークシステムのときは、契約本数で記入してください。

c 「守秘規程」

特定システムオペレーション事業の実施に当たっての守秘義務を定めた社内規程の有無について記入してください。

d 「特定システムオペレーション事業の実績」

過去3年の間に完成または受注した代表的なS Oの概要につき5例を限度として記入してください。必要枚数を同じ様式で追加してください。

e 「ユーザー名」

ユーザーの会社名（官庁名）を記入してください。

f 「主任担当者職氏名」

主任担当者が、高度情報処理技術者（一種及び二種を除く特殊試験合格者以上を含む。）及びそれと同等の職務経歴を有すると認められる場合は、その旨記入してください。

g 「当該特定システムパレ-ション事業の内容」

ユ-ザ-システムの管理・運用を、自ら設置する（貸借あるいは所有）電子計算機あるいはユ-ザ-の電子計算機を引き取る形で行っているかについて記入してください。当該サ-ビスの範囲及び作業内容を列記し、それらに対応するプロセス及びアクティビティを対応付けて記載してください。「システム開発および取引のための共通フレーム」については、参考資料の「共通フレーム2007体系図」を参考としてください。なお、本体系で記入の対象となるプロセスは、「1.7運用プロセス」及び「3.1管理プロセス」のみとなります。また、アクティビティとは、参考資料の体系中、小さな四角で囲まれた枠内の「1.7.1」「1.7.2」等のことです。

h 「契約内容」

から については、各事項について契約書に盛り込まれているかの有無について、どちらかに をしてください。なお、具体的な契約書で確認させていただく場合があります。

\* 各項目について、端数が生じる場合においては、小数点第二位以下を四捨五入して下さい。

## 特定システムオペレーション企業等認定規程

(平成六年七月七日通商産業省告示第四百十八号)

(同十二年十二月二十八日同第九百四十六号改正)

(同十六年九月十三日経済産業省告示第二百九十号改正)

### (目的)

第一条 この規程は、システムオペレーション企業等のうち、特定システムオペレーション事業を的確に行う能力があると認める者を認定することにより、特定システムオペレーション企業等の投資の円滑化を図り、もって情報システムの効率的かつ安全な管理・運用の促進に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この規程において「特定システムオペレーション企業等」とは、情報システムの利用者が情報システムの総合的な管理・運用の委託を受け、自己の事業所内にある電子計算機により当該情報システムの管理・運用を一括して継続的に行う事業(以下「特定システムオペレーション事業」という。)を営む者をいう。

### (認定の申請)

第三条 特定システムオペレーション企業等は、特定システムオペレーション事業を的確に行う能力がある者である旨の経済産業大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定の申請は、経済産業大臣に対し、様式第一の認定申請書に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 当該認定申請書の副本
- 二 申請者の経理的基礎及び技術的能力の概要を説明した書類
- 三 申請者が特定システムオペレーション事業を営む事業者が、ISMS適合性評価制度の認証を受けたことを証明する認証登録書の写し
- 四 申請者が法人である場合はその法人の登記簿の謄本及び定款並びに過去三事業年度分の貸借対照表及び損益計算書

(認定証の交付)

第四条 経済産業大臣は、前条第二項の申請があつた場合において、申請者に特定システムオペレーション事業を的確に行う能力があると認めるときは、同条第一項の認定をし、様式第二の認定証を当該申請者に交付するものとする。

(認定の有効期間)

第五条 第三条第一項の認定の有効期間は、認定の日から起算して三年間とする。

(認定の公表)

第六条 経済産業大臣は、第三条第一項の認定をしたときは、同条第二項の規定により当該特定システムオペレーション企業等より提出された認定申請書の別紙及び認定の日を公表するものとする。

(変更の届出等)

第七条 第三条第一項の認定を受けた特定システムオペレーション企業等(以下「認定企業等」という。)は、認定申請書並びに第三条第二項第二号から第四号に掲げる書類に記載された事項の内容に変更(軽微なものを除く。)があつたときは、遅滞なく、これを経済産業大臣に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第八条 経済産業大臣は、認定企業等が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消し、当該認定に係る認定証の返還を求めるものとする。

- 一 第三条第二項の申請に際して虚偽の申請を行ったとき。
- 二 第七条の届出を怠つたとき又は同条の届出に際して虚偽の届出を行ったとき。
- 三 特定システムオペレーション事業を的確に行う能力があると認められなくなつたとき。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 情報処理サービス企業等台帳に関する規則

- (昭和四十七年十一月 十七日通商産業省告示第五百九十五号)
- (同 五十六年 九月 十八日 同 第四百四十号改正)
- (同 六十一年 三月三十一日 同 第一百十六号改正)
- (同 六十三年 七月 十九日 同 第三百二号改正)
- (同 六十三年 十月 十八日 同 第四百二十五号改正)
- (平成 三年 十月 十四日 同 第三百八十五号改正)
- (同 四年 三月三十一日 同 第三百三十三号改正)
- (同 七年 四月 十九日 同 第二百二十六号改正)
- (同 七年 六月 八日 同 第三百七十七号改正)
- (同 七年 十月 六日 同 第五百八十号改正)
- (同 十二年十二月二十八日 同 第九百四十七号改正)
- (同 十六年 八月 十二日経済産業省告示第二百六十六号改正)

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この規則は、情報処理サービス企業等台帳を作成し、これを利用する者の閲覧に供することにより、情報処理サービス企業等の健全な発展を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この規則において「情報処理サービス企業等」とは、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規程する「情報処理サービス業」または「ソフトウェア業」を営む者をいう。

2 この規則において「システムサービス企業」とは、相手方との間に締結した契約に基づき、一の情報処理システムにつき、その設計、プログラムの作成、試験、運用の準備及び保守のすべてを行う役務を提供する事業（以下「システムサービス業」という。）を営む者をいう。

3 この規則において「特定システムオペレーション企業等」とは、情報システム

の利用者から情報システムの総合的な管理・運用の委託を受け、自己の事業所内に  
ある電子計算機により当該情報システムの管理・運用を一括して継続的に行う事業

(以下「特定システムオペレーション事業」という。)を営む者をいう。

## 第二章 情報処理サービス企業等台帳

(申告)

第三条 情報処理サービス企業等は、経済産業局長に対し、その業務の概要等を申告することができる。

2 前項の申告は、企業ごとにその本社等の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局長に対し、様式第一の申告書により行なうものとする。

(情報処理サービス企業等台帳)

第四条 各経済産業局長は、前条の申告書の別紙を情報処理サービス企業等台(以下「台帳」という。)としてとりまとめ、これを利用する者の閲覧に供するものとする。

(変更の申告)

第五条 第三条の申告をした情報処理サービス企業等は、毎年一回、十月一日から十月三十一日までの間に、経済産業局長に対し変更の申告をしなければならない。

2 第三条第二項の規定は、前二項の場合に準用する。

(誤りの申出等)

第六条 何人でも、台帳に記載されている事項に誤りがあると認めるときは、経済産業局長に対し、その旨を申し出ることができる。

2 経済産業局長は、前項の申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出に係る事項について調査を行なうものとする。

(台帳の抹消等)

第七条 経済産業局長は、第三条の申告をした情報処理サービス企業等が次の各号の一に該当するときは、台帳の当該情報処理サービス企業等に係る部分を抹消することができるものとする。

一 第五条第一項の規定による変更の申告を行わなかったとき。

二 情報処理サービス企業等でなくなったとき。

2 経済産業大臣は、次の各号の一に該当するときは、台帳の当該情報処理サービス企業等に係る部分の全部または一部を訂正し、または抹消することができるものとする。

一 第三条又は第五条第一項の申告が虚偽であることが明らかになったとき。

二 前条第二項の調査を拒んだとき。

### 第三章 情報処理サービス企業等台帳・システムサービス企業編

#### (登録の申請)

第八条 システムサービス企業は、経済産業大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録の申請は、経済産業大臣に対し、様式第二の申請書により行うものとする。

3 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 当該申請書の副本
- 二 申請書の経理的基礎及び技術的能力の概要を説明した書類
- 三 申請者が法人である場合はその法人の登記簿の謄本及び定款並びに過去三事業年度分の貸借対照表及び損益計算書

#### (登録)

第九条 経済産業大臣は、前条第二項の規定による登録の申請があつた場合において、当該申請者にシステムサービス業を的確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があると認めるときは、当該申請者をシステムサービス企業登録原簿に登録するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録をした場合は、申請者に対し、その旨を記載した文書をもって通知とするものとする。

#### (登録の有効期間)

第十条 前条第一項に規定する登録の有効期間は、登録の日から二年間とする。

#### (情報処理サービス企業等台帳・システムサービス企業編)

第十一条 経済産業大臣は、第九条の規定による登録を受けたシステムサービス企業（以下「登録システムサービス企業」という。）について、申請書の別紙を情報処理サービス企業等台帳システムサービス企業編（以下「システムサービス企業編」という。）としてとりまとめ、これを利用者の閲覧に供するものとする。

#### (変更の届出)

第十二条 登録システムサービス企業は、その業務の内容等に重大な変更があつた場合には、すみやかに、経済産業大臣に当該変更の内容について届け出なければならぬ。

(誤りの申出等)

第十三条 何人でも、システムサービス企業編に記載されている事項に誤りがあると認めるときは、経済産業大臣に対し、その旨を申し出ることができる。

2 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出に係る事項について調査を行うものとする。

(登録の取消等)

第十四条 経済産業大臣は、登録システムサービス企業が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 システムサービス業を的確に遂行するに足りる経理的基礎又は技術的能力がないと認められるに至つたとき。

二 第八条の登録の申請又は第十二条の届出が虚偽であることが明らかになつたとき。

三 業務の内容等に重大な変更があつたことが明らかとなつた場合であつて、第十二条の届出がないとき。

四 前条第二項の調査を拒んだとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定によりシステムサービス企業の登録を取り消したときは、第九条第二項の文書の返還を求め、システムサービス企業編の当該システムサービス企業に係る部分を抹消するものとする。

#### 第四章 情報処理サービス企業等台帳・システムオペレーション企業編

(情報処理サービス企業等台帳・システムオペレーション企業編)

第十五条 経済産業大臣は、特定システムオペレーション企業等認定規程(平成六年通商産業省告示第四百十八号)(以下「規程」という。)第三条に基づく認定を受けたシステムオペレーション企業等(以下「認定システムオペレーション企業等」という。)の名称、住所等について、情報処理サービス企業等台帳システムオペレーション企業編(以下「システムオペレーション企業編」という。)としてとりまとめ、これを利用者の閲覧に供するものとする。

(誤りの申出等)

第十六条 何人でも、システムオペレーション企業編に記載されている事項に誤りがあると認めるときは、経済産業大臣に対し、その旨を申し出ることができる。

2 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出に係る事項について調査を行うものとする。

(台帳の抹消)

第十七条 経済産業大臣は、規程第八条の規定に基づき認定を取り消したときはシステムオペレーション企業編の当該認定システムオペレーション企業等に係る部分を抹消するものとする。